

意見書

平成 24 年 3 月 23 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

＜基本的考え方＞

第二種指定電気通信設備制度における禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定にあたっては、競争促進の目的を念頭に、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた内容とすることが重要と考えます。

携帯電話市場においては、長期間に渡って 50%近くの市場シェアを有するドミナント事業者が存在し、当該事業者と 2 位の事業者の端末シェアの格差も 20%程度存在する等、支配的事業者が依然として競争上の高い優位性を保持しています。そうした中、競争事業者は、各種ハンディキャップを負いながらも、各社の創意工夫や企業努力により僅かながらシェアを拡大し、当該市場における競争が一定程度進展している状況にあると認識しています。これら環境下において、支配的事業者の事業における自由度の確保等の理由により、規制の均一化が志向されるとすれば、国内市場における公正競争環境は一気に衰退し、結果的に、ユーザ利便等が大いに損なわれることが懸念されます。その意味では、支配的事業者に対する規制をより有効に機能させ、更なる競争促進を実現することを目的に、真に支配的な事業者による競争を阻害する行為を未然に抑止するとともに、必要のない事業者への過度な規制強化となることがないように十分に配慮すべきと考えます。

＜電気通信事業者の総合的市場支配力＞

市場支配力の有無については、事業規模、ブランド力、技術上の優位性等、複合的な事業能力によって定まることから、本規定の適用を受ける電気通信事業者の指定にあたって、単に市場における収益シェア等の定量的要素のみを基準とするのではなく、上述の点等も踏まえた総合的な市場への影響力の度合いを見て判断する現行の考え方を踏襲する方向性に賛同します。

なお、その際は、特に旧国営事業体グループという特性や先行事業者としての強い優位性等、純粋に市場競争により勝ち得た要素以外が適正に評価されるよう、配慮がなされるべきと考えます。その意味で、本変更案に追加された各項目について下記の点を要望します。

① サービスや端末等の販売・流通における優位性

「サービスや端末等の販売・流通における優位性」については、純粋な市場原理の中で勝ち得たサービスや端末等による競争力を市場支配力の要因として重視し過ぎることで、仮に優れた商材を提供する事業者が禁止行為規制の適用対象となるようなことがあれば、それが事業者の健全な経済活動を萎縮させる原因となることも想定されます。これに比べ、旧国営の事業グループに属していること等が要因で、競争によって獲得し得ない有形無形の各種資産を引き継いだケースや販売・流通における優位性を有するケース等は、当該市場支配力が不当に競争を阻害する蓋然性が高いと考えます。従って、当該市場支配力については、純粋に市場競争により勝ち得た要素とは明確に区別した上で、市場支配力に影響を及ぼす

重要な指標として位置付けた評価を行うべきと考えます。

②共同支配

「共同支配」については、移動体通信市場における事業者間の共同支配のみならず、当該市場における特定の事業者が他の市場においてボトルネック設備等を有する市場支配的な事業者やそのグループと結びつく等により、共同的・一体的な市場支配力を行使し得る地位にあるかといった点を重要な指標として位置付けた上で、評価を行うべきと考えます。特に、本年2月2日、NTTファイナンス株式会社殿等から、東日本電信電話株式会社殿、西日本電信電話株式会社殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿等の料金の請求・回収業務、問い合わせ窓口の統合の施策が発表される等、NTTグループ再統合の動きが活発化する中で、市場支配的な事業者同士の連携や市場支配的な事業者グループの連携等が市場に与える影響が極めて大きくなっていることを踏まえ、規制適用に係る適正な評価がなされるよう、本指標をより一層重視することが必要です。

以上